

練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱

平成27年3月20日 26練環環第1109号制定

令和5年4月15日 5練環環第3号全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に所在する住宅または事業所等の既存の建築物等に、一次消費エネルギーの削減または再生可能エネルギーの導入等を目的とした設備の設置または改修（以下「設置等」という。）を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を用途とする建築物をいう。
- (2) 事業所 事業を用途とする建築物をいう。
- (3) 既存の建築物 建築完了日から1年が経過した建築物をいう。
- (4) 区民 区内に居住し、かつ、練馬区に住民登録がある個人をいう。
- (5) 事業者 つぎのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本店もしくは支店または主たる事務所もしくは従たる事務所を区内に登録している法人であって、従業員数20名以下のもの（以下「法人」という。）
 - イ 区内に所在する事業所で事業を営む区民（以下「個人事業主」という。）
- (6) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条もしくは第65条に規定する団体または区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、区内に存する区分所有法第2条第1項の区分所有権が設定された建築物（以下「区分所有建築物」という。）の管理を行うものをいう。
- (7) 申請基準日 別表第1に掲げる設備の種類に応じてつぎに定める日をいう。
 - ア 太陽光発電設備の場合は、発電設備の買取り起算日
 - イ LED化改修および改修窓の場合は、設置等完了日

ウ アおよびイ以外の設備の場合は、保証書等に記載された製品の保証期間の起点となる日

(8) 補助対象経費

補助対象設備の購入費および設置等に要した費用の合計額から消費税および地方消費税に相当する額ならびに当該設備の設置等に対する国、東京都およびその他の団体等からの補助金額を差し引いた額をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、つぎのいずれにも該当するものとする。ただし、過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けた設備と同一種類の設備および現在申請を行っている設備と同一種類の設備ならびにリース品は除く。

- (1) 申請基準日が別表第2に掲げる期間内であり、新規に設置等された設備であること。
- (2) 未使用のものであること。
- (3) つぎに掲げる設備であって、補助対象設備ごとに別表第1 補助対象設備の要件の欄に掲げる要件（以下「設備要件」という。）を全て満たすものとする。ただし、イの自然冷媒ヒートポンプ給湯器については、設備要件のうちいずれかを満たすものとする。

ア 太陽光発電設備 太陽光を直接電力に変換し、建築物等に供給する機能を持つ、太陽電池、パワーコンディショナーおよびその他これらに付随する機器類で構成されるものをいう。

イ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。

ウ 家庭用燃料電池システム 都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。

エ 蓄電システム 蓄電池、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の装置によって一体的に構成された、電気を蓄え必要に応じて使用するシステムをいう。

オ ビークル・トゥ・ホームシステム 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステムをいう。

カ LED化改修 既存の蛍光灯、白熱電球、水銀灯、ハロゲンランプを用いた照明（以下「蛍光灯等」という。）器具の全体を交換し、または一部を改修することにより、発光ダイオード（以下「LED照明」という。）を光源に使用する照明にしたものをいう。

キ 改修窓 外気に接する既設の単板ガラス窓に内窓を設置し、または外窓もしくはガラスを交換することにより断熱機能を強化した窓をいう。

（補助金の交付対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付申請ができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象設備を設置等した者であって、別表第3に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表補助対象者の要件の欄に掲げる要件および同表補助対象設備を設置等した建築物等の要件の欄に掲げる要件を全て満たすものとする。

2 補助対象者は、補助対象設備を設置等しようとする建築物または当該建築物に隣接する建築物等（以下これらを「建築物等」という。）の立地上または構造上の危険がないことを確認した上で、設置等を行わなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、つぎに掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 太陽光発電設備 つぎのアからウまでのいずれか低い額とする。

ア 設置した太陽電池の公称最大出力を合計したキロワット数に50,000円を乗じた額

イ 補助対象経費

ウ 別表第4に定める補助上限額

(2) 改修窓 つぎのアまたはイのいずれか低い額とする。

ア つぎの(イ)または(ロ)に掲げる額

- (7) 補助対象経費が60,000円以下の場合
補助対象経費の3分の2に相当する額
- (i) 補助対象経費が60,000円を超える場合
40,000円に、補助対象経費から60,000円を差し引いた額の3分の1に
相当する額を加算した額

イ 別表第4に定める補助上限額

- (3) 太陽光発電設備および改修窓を除く補助対象設備 つぎのアまたはイのい
ずれか低い額とする。

ア 補助対象経費の2分の1に相当する額

イ 別表第4に定める補助上限額

(補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、補助対象設備の設置等が完了した後、別表第2に掲げる申請期間内に、つぎに掲げる全ての書類を添えて、申請者が区民または個人事業主の場合にあっては練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付申請書兼請求書（個人用）（第1号様式）により、申請者が法人または管理組合の場合にあっては練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付申請書兼請求書（法人・団体用）（第2号様式）により、区長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請設備内訳書（第3号様式）
- (2) 補助対象設備の形式および性能を示すもの（メーカーが発行するカタログ等）
- (3) 補助対象設備の製造番号を示すもの（太陽光発電設備の場合は出力対比表、その他の補助対象設備の場合はメーカーが発行する保証書等。ただし、LED化改修および改修窓の場合を除く。）
- (4) つぎに掲げる写真
 - ア 設置等を行った建築物等の外観が確認できる写真
 - イ 補助対象設備の設置等前の状況が確認できる写真（LED化改修および改修窓の場合に限る。）

- ウ 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真（太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの枚数が全て確認できるもの）
- エ 補助対象設備の形式・製造番号が記載された部分の写真（太陽光発電設備の場合を除く。）
- (5) つぎに掲げる書類
 - ア 電力会社が発行する購入実績お知らせサービスの写し（太陽光発電設備の場合に限る。）
 - イ 設置等完了届（第4号様式）（太陽光発電設備、LED化改修および改修窓の場合に限る。）
 - ウ 補助対象設備の保証書等の写し（太陽光発電設備、LED化改修および改修窓の場合を除く。）
 - エ 経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し（太陽光発電設備の場合に限る。）
 - オ 太陽光発電設備の配置を記した図面（太陽光発電設備の場合に限る。）
 - カ LED化改修機材内訳表（第5号様式）（LED化改修の場合に限る。）
 - キ LED化改修に関する安全性確認書（第6号様式）（LED化改修の場合に限る。）
 - ク 窓改修資材内訳表（第7号様式）（改修窓の場合に限る。）
 - ケ 設置等を行った箇所を記した建築物等の平面図（LED化改修および改修窓の場合に限る。）
 - コ 補助対象設備が、別表第1設備要件の欄で定める設備と連携していることを証する書類（太陽光発電設備および蓄電システムの場合に限る。）
- (6) 領収書（写し）貼付け台紙（第8号様式）に添付した設置等に係る領収書または領収書に代わる費用を支払ったことが分かる書類および内訳書の写し
- (7) 誓約書（第9号様式）
- (8) 申請者に応じてつぎに掲げる書類
 - ア 太陽光発電設備に係る申請者（区民または個人事業主の場合に限る。）のうち、当該太陽光発電設備の電力受給契約の契約者が当該申請者の居住する住宅に居住している者であって、当該申請者と別の世帯に属するもの

(以下この号において「同居者」という。)である場合は、当該同居者の住民票の写し(申請日前3月以内のものであって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項の個人番号が記載されていないものに限る。)

イ 申請者が事業者の場合は、補助対象設備の設置等を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類

ウ 申請者が法人の場合は、法人の全部事項証明書(申請日前3月以内のもの)および法人住民税に係る納税証明書または法人住民税の課税が免除を受けていることを証する書類(いずれも発行後3月以内のものであって、当該発行の時点において直近の年度のものに限る。)

エ 申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の管理規約および補助対象設備の設置等に係る決議書の写しまたはこれに代わるもの

(9) 建築物の建築完了日が確認できる書類(ただし、申請者が区民で、設置等完了日が現住所に転入または転居した日の翌年の同日以降である場合を除く。)

(10) 集合住宅の共用部分に補助対象設備を設置等した場合は、工事承認書の写し(管理組合を除く。)

(11) 補助対象設備の設置等を行った建築物等が申請者の単独所有でない場合は、申請者を除く当該建築物を所有する全員の承諾書(管理組合を除く。)(第10号様式)

(12) その他区長が必要と認める書類

2 補助対象設備の種類が異なる2以上の補助対象設備の交付申請を同時にする場合は、前項各号に掲げる書類のうち、それぞれの設備に共通する書類については1通を提出すれば足りるものとする。

3 蓄電システムの補助金交付申請については、同時に設置した太陽光発電設備または家庭用燃料電池システムのいずれかと同時に行わなければならない。

4 申請者が区民であることの確認は、区長が、申請者の同意に基づいて住民情報を閲覧する方法等により行うものとする。申請者と同一世帯を構成する者についても同様とする。

- 5 申請者が区税（住民税および軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していないことの確認は、区長が、申請者の同意に基づいて区税の納付状況を調査する方法等により行うものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、申請者自ら申請を行うことが困難な場合は、設備の販売業者等（以下「代行者」という。）に申請手続を代行させることができる。
- 7 申請者は、前項の申請手続を代行者に行わせる場合には、第1項に定める書類に加えて、申請手続の代行に関する委任状（第11号様式）を提出しなければならない。
- 8 第6項の代行者は、練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団関係者または代表者、役員もしくは使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団関係者に該当する者がある法人その他の団体（以下「暴力団関係者」という。）に該当しない者でなければならない。
- 9 区長は、必要に応じて代行者が行う手続について調査を実施し、代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該代行者または申請者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。
- 10 申請者は、区長が求めた場合は、補助対象設備の設置等の安全性を確認する書類の提出に応じなければならない。
- 11 申請者は、区長が補助対象設備の設置等の状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力しなければならない。

（申請の受付、交付または不交付の決定、通知等）

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の要件を満たすものについて、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。ただし、前条第1項各号に掲げる書類に不足、不備がある場合は、申請者に対し、相当の期間を定め、当該申請の補正を求めることができる。

- 2 前項の規定により決定した補助金の額と決定後にあった申請の額の合計が、予算の範囲を超える場合の当該申請に対する交付の決定等は、つぎのとおりとする。

- (1) 予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）において、複数の者による申請があったときは、抽選により審査の順番を決定すること。
- (2) 前号の規定により決定した順番により、申請の内容を審査し、交付の要件を満たす申請について、予算に達するまで補助金の交付を決定すること（予算の額を超えた申請の交付額は、予算の残余额とすること。）。
- (3) 前号の規定による交付額が予算に達したときは、その交付の決定をもって、補助金の交付を終了すること。
- (4) 予算超過日において、前号の規定により補助金の交付を終了した後の申請に対しては、補助金を交付しないこと。

3 区長は、第1項または前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第12号様式）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

4 区長は、第1項または第2項の規定による審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第13号様式）により申請者に通知する。

（承継）

第8条 申請者または前条第3項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が、補助金の交付申請日または交付決定日から次条に定める管理期間の満了日までの間に死亡等やむを得ない事情により他の者がその地位を引き継いだときは、その引き継いだ者（以下「承継者」という。）は、つぎに掲げる届を速やかに区長に提出しなければならない。この場合において、承継者は、申請者または補助金受給者が区民の場合にあっては当該申請に係る住宅に現に居住している区民、事業者の場合にあっては当該申請に係る事業所で現に事業を営んでいる者でなければならない。

- (1) 申請者の地位を承継する者は、申請者・補助金受給者の地位承継届（第14号様式）および申請者の地位の承継に伴う補助金振込先口座の変更届（第15号様式）
- (2) 補助金受給者の地位を承継する者は、申請者・補助金受給者の地位承継届（第14号様式）

(管理)

第9条 補助金受給者は、補助金の交付を受けた設備（以下「補助金交付設備」という。）について、当該補助金交付設備に係る補助金の交付決定日から起算して5年間を管理期間とし、その期間が満了するまで、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助金受給者は、管理期間内に補助金交付設備が損傷または滅失したときは、その旨を区長に届け出なければならない。

3 補助金受給者は、補助金交付設備の設置等および使用により生ずる光の反射や騒音等について、その発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しなければならない。

(処分の制限)

第10条 補助金受給者は、補助金交付設備を管理期間内に処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第16号様式）を区長に提出し、処分の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める場合は、補助金交付設備を処分した後に処分承認申請書を提出することができる。

(処分の承認)

第11条 区長は、補助金受給者から前条に規定する処分承認申請書が提出されたときは、その内容を確認し、当該処分を承認するものとする。

(補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第12条 区長は、補助金受給者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときまたは届出をしたとき。

(2) 管理期間内に補助金交付設備を処分したとき。ただし、処分承認申請書とともに災証明書等を提出すること等により、補助金交付設備が自然災害等によって損傷、滅失したことが明らかである場合は除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じた場合における返還額の算定については、つぎの各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 返還の事由が発生した日が補助金交付設備に係る補助金交付決定日の翌日から起算して1月以内である場合 交付した額の全額

(2) 返還の事由が発生した日が補助金交付設備に係る補助金の交付決定日の翌日から起算して1月を超えて管理期間が満了する日までの間である場合 交付した額に、管理期間の残余の月数を60で除した値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

3 区長は、第1項の規定により補助金の返還を請求した場合において、補助金受給者に対し、区長の定めた日から納付の日までの日数に応じ、当該返還請求の金額（その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の納付を命じることができる。

4 区長は、第1項の規定により補助金の返還を請求した場合において、補助金受給者が前項の金額を納付の期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の納付を命じることができる。

（使用状況等の報告）

第13条 区長は、補助金受給者に対し、必要に応じ、補助金交付設備の使用状況および管理状況について、報告を求めることができる。

（補助金受給者に対する協力要請）

第14条 区長は、補助金受給者に対し、区における地球温暖化防止活動の推進のため必要な範囲で協力を要請することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月15日から施行する。
- 2 練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱の規定は、令和5年4月15日以後になされる申請、決定その他の行為について適用し、同日前になされた練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等に係る補助金交付要綱に基づく申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（令和6年4月10日6練環環第9号）

- 1 この要綱は、令和6年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第2条、第3条関係） 補助対象設備の種類およびその要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池の公称最大出力の合計値が1キロワット以上であること。 2 太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)によるモジュール認証または国際電気標準会議(IEC)のIECEE—PV—FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 3 既存または同時に設置した自然冷媒ヒートポンプ給湯器、蓄電システムおよびビークル・トゥ・ホームシステムのいずれか一つ以上の設備と連携していること。 4 余剰電力を供給する電力受給契約を電力会社と締結していること。
自然冷媒ヒートポン	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本産業規格JIS C 9220評価に基づく性能表示が

<p>プ給湯器</p>	<p>ある機種においては、ふろ保温機能のある機種は年間給湯保温効率(JIS)が2.7以上、ふろ保温機能のない機種は年間給湯効率(JIS)が3.1以上であること。</p> <p>ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型を含む。）、多缶式タイプ（薄型2缶等）および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率(JIS)または年間給湯効率(JIS)が2.4以上であること。</p> <p>2 一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ）については、年間給湯効率が2.7以上であること。</p>
<p>家庭用燃料電池システム</p>	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。</p>
<p>蓄電システム</p>	<p>1 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業における補助事業の執行団体として選定された事業者が補助対象機器として登録されているものであること。</p> <p>2 同時に設置した太陽光発電設備または家庭用燃料電池システムのいずれかと連携していること。</p>
<p>ビークル・トゥ・ホームシステム</p>	<p>国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助事業の執行団体として選定された事業者が補助対象機器として認めたもののうち、電気自動車等からの電力を当該申請に係る建築物等の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p>

	こと。
LED化改修	<p>1 既設の蛍光灯等照明器具全体をLED照明器具に交換することまたは既設の蛍光灯等照明の部品の一部を改修することで、LED照明の専用器具とすること（LED化改修に関する確認書により、安全性を確認できる場合に限る。）。</p> <p>2 LED化改修後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ、機器ごとに減少していること。</p> <p>3 設置等に係る費用（消費税および地方消費税を除く。）が10,000円以上であること。</p>
改修窓	<p>1 建築物等に設置されている既存単板ガラス窓について、つぎに掲げるいずれかの設置等の工事を実施していること。この場合において、当該設置等の工事を少なくとも1の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。建築物等が集合住宅の場合にあっては各住戸の1の居室とし、事業所にあっては1の事務室とする。以下同じ。）に設置されている全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓および換気を目的としたジャロジー窓等を除く。以下同じ。）について、実施していること。</p> <p>(1) 内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置するものをいう。）</p> <p>(2) 外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置するものをいう。）</p> <p>(3) ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換するものをいう。）</p> <p>2 設置等に用いる窓およびガラスは、国の住宅・建</p>

	<p>建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費または二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業の執行団体として選定された事業者に補助対象となる製品として登録されているものであること。</p> <p>3 設置等に係る費用（消費税および地方消費税を除く。）が10,000円以上であること。</p>
--	--

別表第2（第3条、第6条関係） 申請基準日および申請期間

申請基準日	申請期間
2月1日から翌年1月末日まで	4月15日から翌年3月15日まで

備考 申請期間の初日が、練馬区の休日を定める条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項で定める練馬区の休日にあたる場合には、その直後の平日を初日とする。申請期間の最終日についても、同様の扱いとする。

別表第3（第4条関係） 補助対象者の区分に応じた補助対象者の要件および補助対象設備を設置等した建築物等の要件

補助対象者の区分	補助対象者の要件	補助対象設備を設置等した建築物等の要件
区民	<p>1 設置等に係る費用を自らが支払っていること。</p> <p>2 区税を滞納していないこと。</p> <p>3 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。</p> <p>4 申請者が暴力団関係</p>	<p>1 設置等した区内の既存の住宅（当該住宅の居住の用に供するため、当該住宅に隣接する建築物等（当該住宅と所有者が同一であるものに限る。）に設置等をした場合を含む。）に、申請時において申請者自らが現に居住していること。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする補助対象設備の設置等を行った建築物等が申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。</p>

	<p>者でないこと。</p>	<p>3 当該住宅の居住の用に供する部分に使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。</p> <p>4 補助金の交付を受けようとする補助対象設備の設置等を行った建築物等に、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。</p>
事業者	<p>1 設置等に係る費用を自らが支払っていること。</p> <p>2 法人にあっては法人住民税を、個人事業主にあっては区税を滞納していないこと。</p> <p>3 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。</p> <p>4 申請者が暴力団関係者でないこと。</p>	<p>1 設置等した区内の既存の事業所（当該事業所の事業の用に供するため、当該事業所に隣接する建築物等（当該事業所の所有者が同一であるものに限る。）に設置等をした場合を含む。）において、申請時において申請者自らが現に事業を営んでいる事業所であること。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする補助対象設備の設置等を行った建築物等が申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。</p> <p>3 当該事業所の事業の用に供する部分に使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。</p> <p>4 補助金の交付を受けようとする補助対象設備の設置等を行った建築物等に、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。</p>

管理組合	<p>1 設置等に係る費用を自らが支払っていること。</p> <p>2 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。</p> <p>3 申請者が暴力団関係者でないこと。</p>	<p>1 設置等した区内の既存の区分所有建築物（当該区分所有建築物の共用部分のみに供するため、当該区分所有建築物に隣接する建築物（当該区分所有建築物と所有者が同一のものに限る。）に設置等した場合を含む。）の共用部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。</p> <p>2 補助対象設備の設置等について総会等で承認の議決を得ていること。</p> <p>3 補助金の交付を受けようとする補助対象設備の設置等を行った建築物等に、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた同一種類の設備がないと。</p>
------	--	---

別表第4（第5条関係） 補助対象設備ごとの補助上限額

補助対象設備の種類	申請者の区分	補助上限額
太陽光発電設備	区民・事業者	200,000円
	管理組合	200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器	区民・事業者	25,000円
家庭用燃料電池システム	区民・事業者	50,000円
蓄電システム	区民・事業者	60,000円
	管理組合	200,000円
ビークル・トゥ・ホームシステム	区民・事業者	100,000円
	管理組合	200,000円
LED化改修	管理組合	200,000円
改修窓	区民・事業者	120,000円

	管理組合	200,000円
--	------	----------